

届出の手続きの流れ

届出者の手続

町の手続

建築物の建築等の計画

届出の必要性の確認

届出対象行為を参照

〔届出対象行為に該当する場合〕

町へ事前協議（必要に応じて）

行為の届出

行為に着手する 30 日前までに、所定の様式に必要書類を添付して、町担当課へ届出

審 査

景観計画の基準に基づき審査

適 合

不 適 合

適 合 通 知

（届出から 30 日以内）

勧 告

必要な措置をとることを勧告
（届出から 30 日以内）

行為の着手

必要な措置の検討、見直し

行為の着手

